

第 7 回官民技術協力に関する検討会合 議事のポイント・検討会合資料

第7回官民技術協力に関する検討会合 議事のポイント

①全般

- ✓ 基本指針は、**技術開発等の進展に応じて、必要な更新を行うことが重要。**

②指定基金協議会に係る研究開発について

- ✓ 経済安全保障推進法の下で行われている研究開発の外側に科学技術・イノベーションの政策が位置付けられていると認識している。例えば、重要技術領域に含まれているAIについても、様々なところで研究開発が行われているが、これらと**指定基金で行われる研究開発は差別化できなければならない。**
- ✓ 指定基金の対象範囲の拡大については、国家安全保障上求められるファンディングの在り方を検討した上で、明確なミッションに基づき研究開発のファンディングを行うことが重要である。
- ✓ 指定基金の対象範囲を拡大する上でも、**これまでに行ってきた研究開発について、特に、FAにおいてどのように運用が行われてきたのか、一度検証しておくべき**である。

③経済安全保障上の重要技術領域について

- ✓ 他国の経済的威圧に耐えられる政府を作ることが重要である中、先端コンピューティング技術を用いたアルゴリズムや、その先のサイエンスにつなげるコンピューテーションは経済的にも重要な力であり、**先端コンピューティング技術を重要技術領域から落としてはならない。**
- ✓ **インフラとしてのハイパフォーマンスコンピューティングは極めて重要**である。そういった**基盤的なインフラがないと重要技術領域として挙げられているものの研究開発は実現しない**。一方で、経済安全保障推進法の下での研究開発だけで実現できるものでもない。
- ✓ **方向性は妥当なものと思っているが、現行と変更案の各技術領域がどのような包含関係にあるのかが不明瞭**である。もう少し分かりやすい説明をしていただきたい。

「特定重要技術の研究開発の促進及び その成果の適切な活用に関する基本指針」 変更案について

**経済安全保障法制に関する有識者会議
分野別検討会合（官民技術協力）
第7回資料**

2026年7月3日

1) 指定基金協議会を設置できる対象範囲の拡大

- 特定重要技術の研究開発等の更なる促進のためには、多様な研究主体が、研究開発等の特性に応じた指定基金設置法人の下、指定基金協議会を活用して研究開発等に取り組むことができることが重要である。
- これを踏まえ、経済安全保障推進法改正において、第63条を改正（指定基金協議会を設置できる対象範囲の拡大）しているため、対応する基本指針の記載も変更する。

2) 経済安全保障上の重要技術領域

- 1月に頂いた「経済安全保障上の重要技術領域に関する提言」及び3月に閣議決定された「第7期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、基本指針第1章第3節（2）「調査研究を実施する技術領域」を変更し、以下の13領域を「経済安全保障上の重要技術領域」として参照する。

- ①海洋・造船 ②航空 ③デジタル・サイバーセキュリティ（次世代情報基盤技術を含む）
- ④資源・エネルギー安全保障・GX ⑤先端医療・バイオ・ヘルスケア・フードテック
- ⑥製造・マテリアル（重要鉱物・部素材） ⑦モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）
- ⑧防衛産業・防災 ⑨AI・先端ロボット ⑩量子 ⑪半導体・通信 ⑫フュージョンエネルギー ⑬宇宙

※ 1月の提言からの主な変更点：「第7期科学技術・イノベーション基本計画」を踏まえ、防衛産業及び防災を追加。

3) 調査研究に係る記載の削除

- 経済安全保障推進法改正において、第3条の3及び第3条の4として、経済安全保障の総合的な調査研究に係る規定を新設し、技術に係る調査研究を規定している現行の第64条を削除しているため、第64条に対応する基本指針の記載も削除する。

【参考】主な変更箇所①指定基金協議会を設置できる対象範囲の拡大

変更案	現行
第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項 第1節 指定基金の趣旨 法第63条の規定に基づき、内閣総理大臣は、本基本指針に基づき、活性化法第27条の2第1項に規定する<u>研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設ける基金であって、活性化法第25条第1項に規定する公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるためのもの</u>のうち、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするもの<u>又は当該基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを</u>、指定基金として指定することができる。 特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素であり、政府がリスクを取って投資を行い、知見を有する民間企業・大学等との官民連携の下、研究開発を強力に推進することが必要である。 こうした技術に関しては、社会実装に結び付けば民間企業等にリターンをもたらす一方、先端性の高さが故に、投資に見合う成果を得られるかの不確実性が高いこと、多様な主体・用途での社会実装を念頭に研究成果の公開が重要であることから、市場経済のメカニズムのみに委ねていては投資が不十分となりがちなものである。	第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項 第1節 指定基金の趣旨 法第63条の規定に基づき、内閣総理大臣は、本基本指針に基づき、活性化法第27条の2第1項に規定する<u>基金</u>のうち、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができる。 特定重要技術の研究開発の促進と成果の活用は、中・長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素であり、政府がリスクを取って投資を行い、知見を有する民間企業・大学等との官民連携の下、研究開発を強力に推進することが必要である。 こうした技術に関しては、社会実装に結び付けば民間企業等にリターンをもたらす一方、先端性の高さが故に、投資に見合う成果を得られるかの不確実性が高いこと、多様な主体・用途での社会実装を念頭に研究成果の公開が重要であることから、市場経済のメカニズムのみに委ねていては投資が不十分となりがちなものである。

【参考】主な変更箇所①指定基金協議会を設置できる対象範囲の拡大

変更案	現行
指定基金は、こうした状況認識を踏まえ、我が国として諸外国と伍する形で研究開発を進めるための制度の整備を図ったものであり、この制度の下、特定重要技術の研究開発を進めることが必要である。 第2節 指定基金の対象 令和3年度及び令和4年度補正予算において予算措置された「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、先端的な重要技術について、その実用化に向け、政府が情報を提供するなど強力な支援を行うことを目的としており、活性化法第27条の2第1項の規定に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に造成された「経済安全保障重要技術育成基金」を用いて推進されるものである。 当該基金が法第63条第1項の指定基金として指定されることにより、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向け、より強力な支援を行うことが可能となることから、内閣総理大臣は、当該基金を指定基金として指定している。 <u>今後も、指定基金の指定に当たっては、特定重要技術の研究開発等が行われることなどについて精査した上で、第1節に示す指定基金としての要件を満たすことが確認でき、指定することが妥当なものについては、法第63条第2項の規定に基づき、あらかじめ財務大臣、当該指定基金を設ける法人を所管する大臣その他関係行政機関の長に協議した上で指定することが適当である。</u>	指定基金は、こうした状況認識を踏まえ、我が国として諸外国と伍する形で研究開発を進めるための制度の整備を図ったものであり、この制度の下、特定重要技術の研究開発を進めることが必要である。 第2節 指定基金の対象 令和3年度補正予算において予算措置された「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、先端的な重要技術について、その実用化に向け、政府が情報を提供するなど強力な支援を行うことを目的としており、活性化法第27条の2第1項に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に造成された「経済安全保障重要技術育成基金」を用いて推進されるものである。 当該基金が法第63条第1項の指定基金として指定されることにより、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向け、より強力な支援を行うことが可能となることから、内閣総理大臣は、当該基金を指定基金として指定することが適当である。

【参考】主な変更箇所②経済安全保障上の重要技術領域

変更案	現行
第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項 第3節 特定重要技術 (2) <u>経済安全保障上の重要</u>技術領域 特定重要技術の対象を見極める上で、技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえると、あらかじめ具体的な技術を個別に指定することは適切ではなく、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行うことが重要である。 <u>こうした観点を踏まえ、「経済安全保障上の重要技術領域に関する提言」（令和8年1月30日、経済安全保障法制に関する有識者会議）や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）も参考にしつつ、以下の領域を特定重要技術が含まれ得る重要技術領域として参照することが適切である。</u> <u>なお、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、対象とすべき領域が変わり得るものであることに留意する必要がある。</u>	第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項 第3節 特定重要技術 (2) <u>調査研究を実施する</u>技術領域 特定重要技術の対象を見極める上で、デジタル化等による技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえると、あらかじめ具体的な技術を個別に指定することは適切ではなく、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行うことが重要である。 <u>このため、本基本指針第4章に記載のとおり、内閣総理大臣は、調査研究実施方針に基づき、特定重要技術調査研究機関も活用しながら、特定重要技術の絞り込みや、その育成・活用方針の検討に資するための調査研究を実施することとなる。</u> <u>その際、以下の技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に調査研究を実施するものとする。</u>

【参考】主な変更箇所②経済安全保障上の重要技術領域

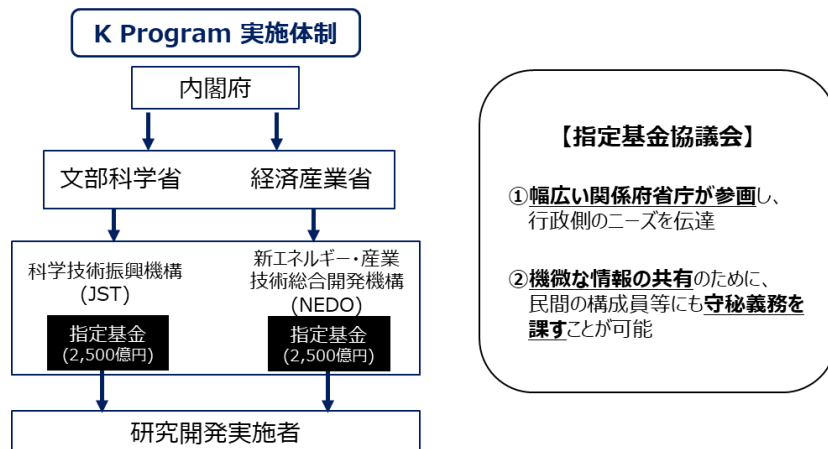
変更案	現行
○ <u>海洋・造船関連技術領域</u> ○ <u>航空関連技術領域</u> ○ <u>デジタル・サイバーセキュリティ関連技術領域（次世代情報基盤技術を含む。）</u> ○ <u>資源・エネルギー安全保障・GX関連技術領域</u> ○ <u>先端医療・バイオ・ヘルスケア・フードテック関連技術領域</u> ○ <u>製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術領域</u> ○ <u>モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術領域</u> ○ <u>防衛産業・防災関連技術領域</u> ○ <u>AI・先端ロボット関連技術領域</u> ○ <u>量子関連技術領域</u> ○ <u>半導体・通信関連技術領域</u> ○ <u>フュージョンエネルギー関連技術領域</u> ○ <u>宇宙関連技術領域</u>	○ <u>バイオ技術</u> ○ <u>医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）</u> ○ <u>人工知能・機械学習技術</u> ○ <u>先端コンピューティング技術</u> ○ <u>マイクロプロセッサ・半導体技術</u> ○ <u>データ科学・分析・蓄積・運用技術</u> ○ <u>先端エンジニアリング・製造技術</u> ○ <u>ロボット工学</u> ○ <u>量子情報科学</u> ○ <u>先端監視・測位・センサー技術</u> ○ <u>脳コンピュータ・インターフェース技術</u> ○ <u>先端エネルギー・蓄エネルギー技術</u> ○ <u>高度情報通信・ネットワーク技術</u> ○ <u>サイバーセキュリティ技術</u> ○ <u>宇宙関連技術</u> ○ <u>海洋関連技術</u> ○ <u>輸送技術</u> ○ <u>極超音速</u> ○ <u>化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）</u> ○ <u>先端材料科学</u> ※令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域

【参考】主な変更箇所③調査研究に係る記載の削除

変更案	現行
はじめに 第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項 第2章 協議会の組織に関する基本的な事項 第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項 <u>(削除)</u> 第4章 特定重要技術の研究開発の促進等に当たって配慮すべき事項その他特定重要技術の研究開発の促進等に関し必要な事項	はじめに 第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項 第2章 協議会の組織に関する基本的な事項 第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項 第4章 調査研究の実施に関する基本的な事項 第1節 調査研究 （1）調査研究の趣旨 （2）調査研究の方法 （3）調査研究の継続性 第2節 特定重要技術調査研究機関 （1）特定重要技術調査研究機関の趣旨 （2）特定重要技術調査研究機関の要件 （3）その他 第5章 特定重要技術の研究開発の促進等に当たって配慮すべき事項その他特定重要技術の研究開発の促進等に関し必要な事項

特定重要技術に係る指定基金の対象範囲の拡大

- ・**経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）**では、研究開発成果を**公的利用・民生利用につなげる**べく、**守秘義務を伴う情報共有も可能な指定基金協議会を開催し、伴走支援**を実施。
- ・指定基金協議会は関係省庁、資金配分機関（例：JST、NEDO）、研究開発実施者（例：大学、民間企業）等から構成。
- ・**特定重要技術の研究開発等を更に促進**するため、**多様な研究開発実施主体が、経済安全保障に資する取組を行えるよう、指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大**。



・具体的には、

1. 現在、JSTやNEDOに指定基金が設置されているが、それにとどまらず、**研究開発独立行政法人**
その他特別の法律により設置された法人が設置する基金も、指定可能とする。
2. 現行法は特定重要技術の研究開発等を**目的とする基金に限定**されているが、研究開発の一部に**特定重要技術の研究開発等が含まれる基金**も、指定可能とする。

設置法人	
科技イノベーション法で規定する資金配分機関 例：JST、NEDO	研究開発独立行政法人 その他特別の法律により設置された法人
特定重要技術の研究開発等を目的とする	現行法で指定可能
研究開発の一部に特定重要技術の研究開発等が含まれる	改正により新たに指定可能

科学技術・イノベーション基本計画（2026年3月27日閣議決定）（抄）

第3章 技術領域の戦略的重点化 2.新興・基盤技術領域 （2）対象領域

上記の基本的な考え方にに基づき、以下の技術を「新興・基盤技術領域」として位置付けることとする。

- ① 次世代船舶技術、自動航行船技術といった造船関連技術
- ② 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった航空関連技術
- ③ 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といったデジタル・サイバーセキュリティ関連技術（コンテンツを含む。）
- ④ 農業エンジニアリング技術といった農業・林業・水産関連技術（フードテックを含む。）
- ⑤ 次世代革新炉技術、ペロブスカイト太陽電池技術、次世代型地熱発電技術、蓄電技術、資源循環技術といった資源・エネルギー安全保障・GX関連技術
- ⑥ 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった防災・国土強靱化関連技術
- ⑦ 内視鏡等の医療機器技術、医薬品・ワクチン等の公衆衛生技術といった先端医療関連技術
- ⑧ 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）関連技術
- ⑨ MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といったモビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）関連技術
- ⑩ 海洋観測技術、海上安全システム技術といった海洋関連技術
- ⑪ 無人化・自律化技術、高効率・高出力エネルギー技術、長期・長距離・高速移動技術、超高精度センシング技術といった防衛産業関連技術
- ⑫ 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といったAI・先端ロボット関連技術
- ⑬ 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- ⑭ 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- ⑮ 生体の構造・機能に影響を与える候補物質の探索・最適化、合成生物学に基づくバイオ素材等の生産技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術
- ⑯ ブランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- ⑰ 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

【参考】第7期科学技術・イノベーション基本計画における重要技術領域との関係

第7期「科学技術・イノベーション基本計画」 における重要技術領域

経済安全保障上の重要技術領域

